

ネット掲示板の書込みへの対応



弁護士
なぎさ法律事務所 所長

中西 良一
(なかにしりょういち)

インターネット上の掲示板に、誰かが不愉快な言葉と一緒に私の名前と電話番号を掲載しています。削除させることはできないでしょうか？また、書込者を、警察に捕まえてもらったり、損害賠償請求できないでしょうか。

書込みの削除請求

名前や電話番号が掲示板に掲載され、添えられた言葉とあわせて不特定多数の読み手に誤解を与える状況となっているのですから、その書込みの削除を求められるのは当然でしょう。

この点、削除方法にはいくつかありますが、ポイントはどうすれば①迅速かつ②確実に、そして③低コストで削除できるかということです。

掲示板によっては、注意深くみるとサイト上に削除システムを設けている場合があります。この場合には、これを利用するのが上記①から③を充たす最善の方法という場合もあります。こうした削除システムが設けられていなかったり、あってもこの方法による削除が実効性を期待できない場合等には、同掲示板の管理者等を相手に郵便等で削除を請求することになります。

郵便等で削除請求を求めることも、相談者自身でできますが、被請求者において感情的にとられる記載ではなく、必要な事項のみを冷静に淡々と漏れなく記載することが重要です。

冒頭の相談事例のケースでは、問題の書込みの事実を指摘するのに加え、氏名や電話番号を勝手に公表することがプライバシーの侵害として不法行為にあたること、さらに、(氏名や電話番号とともに添えられた言葉が相まって相談者の名誉を毀損すると認められる場合には、) 名誉毀損行為にもあたること等を指摘して削除を求めていくことになります。相談者自身で、こうした違法性の判断や冷静な対応が難しい場合には、早い段

階で弁護士に相談されるのがよいと思います。これら任意の削除請求によって当該書込みの削除が実現できない場合には、上記掲示板の管理者らに対し、仮処分や訴訟(いずれも裁判所の手続き)を提起し、削除の実現を図っていくことになります。

なお、ブログ上の記載や画像投稿サイトにおける場合も考え方は同様です。

相手方への損害賠償請求

書込者を相手に損害賠償請求をしたいという相談についてですが、損害賠償請求をするにはまず書込者を特定する必要があります。

この点、匿名性が高いといわれている種類の掲示板であっても、迅速に対応すれば、書込者を特定できる場合は多いと思いますが、実際にどこまで行か否かは、事案ごとに書込者の特定可能性と費用対効果等を踏まえての判断になるでしょう。

刑事事件としての捜査機関への期待

最後に、刑事事件との関係です。冒頭の相談事例のケースでも、前述の通り相談者の名誉が侵害されたといえる場合には、名誉毀損罪で刑事告訴を行い、警察等の捜査機関に捜査を促すということが考えられます。捜査の結果、書込者が判明すれば、損害賠償請求が容易になることも期待できます。最近も、類似事件で被疑者が逮捕されたとの報道がありました。もっとも、実際の事案で捜査機関がどの程度動き、また刑事訴追に至るのかは、個々の事案の悪質性や被害の大きさ等により、常に期待できるわけではありません。